

ケニア  
産業財産規則  
2002年4月12日  
2002年5月1日施行

目次

第 I 部 序文

規則 2 様式

規則 3 手数料

第 II 部 管理

規則 4 訓練, 競技会及び賞

規則 5 顧客預金口座

規則 6 協会の就業時間

規則 7 協会の刊行物

規則 8

第 III 部 特許: 特許可能性

規則 9 書面による通知等

規則 10 許可の請求

規則 11 生命体に関する特許

第 IV 部 特許の出願, 付与及び拒絶

規則 12 願書

規則 13 説明

規則 14 クレーム

規則 15 函面

規則 16 要約

規則 17 一般要件

規則 18 仮明細書

規則 19 発明の単一性

規則 20 補正又は分割

規則 21 優先権を主張する宣言

規則 22 手数料の徴収見送り

規則 23 出願の取下

規則 24 出願日及び審査

規則 25 出願の公開

規則 26 公開前の出願の秘密保全

規則 27 国際型調査

規則 28 実体審査

規則 29 特許の付与

規則 30 特許の登録

#### 第 V 部 国際及び広域出願

規則 31 国際又は広域出願の出願要件

規則 32 国際出願の国内段階への移行

規則 33 拒絶された国際出願の変更

規則 34 拒絶された広域出願の変更

規則 35 一定の国際及び広域出願の公開

#### 第 VI 部 出願人又は発明の所有者の権利及び義務

規則 36 新規の用途への利用についての説明

規則 37 「並行輸入」

#### 第 VII 部 年金

規則 38 年金

#### 第 VIII 部 所有者の変更

規則 39 出願又は特許の所有者の変更，法第 62 条

#### 第 IX 部 契約ライセンス

規則 40 ライセンス契約登録申請

規則 41 契約の登録

規則 42 実施許諾

#### 第 X 部 政府による実施

規則 43 政府による実施

#### 第 XI 部 実用新案

規則 44 実用新案への規則の適用

#### 第 XII 部 意匠

規則 45 意匠登録簿

規則 46 著作権で保護されている意匠の登録不能

規則 47 出願

規則 48 出願の公告

規則 49 出願に対して異議申立があった場合の手続

規則 50 出願に対して異議申立がなかった場合の手続

規則 51 意匠の登録

規則 52 登録の存続期間及び更新

規則 53 失効した権利の回復

- 規則 54 表示等の審査を求める請求
- 規則 55 登録に関する公告
- 規則 56 規則の適用

#### 第 XIII 部 技術革新証の登録

- 規則 57 証明書の様式
- 規則 58 技術革新証登録簿
- 規則 59 登録申請
- 規則 60 登録証

#### 第 XIV 部 権利放棄

- 規則 61 権利放棄

#### 第 XV 部 代理人

- 規則 62 代理人による代理
- 規則 63 代理人としての業務の認容
- 規則 64 認められた者に係る年次料金
- 規則 65 弁護士法に基づく制限の維持
- 規則 66 業務認容の取消
- 規則 67 認容なしに代理人として行動する違法行為

#### 第 XVI 部 一般規定及び雑則

- 規則 68 書類の写し
- 規則 69 紛失したか又は破毀された証明書の写し
- 規則 70 調査の請求
- 規則 71 登録簿中の名称等の訂正を求める請求
- 規則 72 登録簿中の注意書き又は通知
- 規則 73 通知等の差出に係る規則
- 規則 74 聴聞される機会
- 規則 75 聴聞に係る細則
- 規則 76 期間の延長
- 規則 77 一定の団体の代理としての様式への署名
- 規則 78 誓約書及び宣誓供述書
- 規則 79 書類に係る英語使用又は翻訳
- 規則 80 旧規則の廃止

#### 第 1 附則 (廃止)

#### 第 2 附則 手数料

## 第 I 部 序文

### 規則 1 引用名称及び施行

本規則は 2002 年産業財産規則として引用することができ、かつ、2002 年 5 月 1 日に施行する。

### 規則 2 様式

本規則にいう様式は、第 1 附則に掲げる様式とする。

### 規則 3 手数料

- (1) 第 2 附則に掲げる手数料を本規則適用上の規定手数料とする。
- (2) ある手数料について対応する様式が第 2 附則に言及されている場合は、その様式を使用して当該手数料を納付するものとする。ただし、法又は本規則において、改めて当該手数料を納付すべき旨を規定しているときはこの限りでない。
- (3) 誤って納付された手数料は払い戻すことができる。

## 第 II 部 管理

### 規則 4 訓練、競技会及び賞

協会は、法第 5 条 (c) 及び (d) に基づく職務を遂行し、権限を行使するに際し、  
(a) 工業所有権の事項に関係する訓練を、必要に応じ他の関連機関と共同又は提携して、ケニアのすべてのレベルにおいて企画して実施し、及び  
(b) 競技会及びコンテストを企画し、優勝記念品及び賞を授与する。

### 規則 5 顧客預金口座

(1) 協会は、他人から一時的に預かる資金のために、1 以上の別個の銀行口座を持つものとする。  
(2) (1) にいうすべての資金は、同項に基づいて設けられる口座に払い込むものとする。

### 規則 6 協会の就業時間

協会の事務所並びに理事長が保管する記録及び書類は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く各日の午前 9 時から午後 1 時まで及び午後 2 時から午後 4 時まで公衆に開放する。

### 規則 7 協会の刊行物

(1) 本条規則は、協会の刊行物に関して適用する。  
(2) 協会は、「工業所有権公報」と称する公報を発行する。  
(3) 理事長から別段の指示がない限り、工業所有権公報は月毎に発行する。  
(4) 協会は、ケニアにおけるものとその他の場所におけるものとを問わず、審判所若しくは裁判所又はその他の機関による決定を含め、工業所有権に関する事件に係る報告を随時刊行する。  
(5) 協会は、自己が適切と認めるその他の書類を刊行することができる。  
(6) 協会は、その刊行物の販売について規定することができる。

### 規則 8

(1) 理事長は、ある手続に関して顧問としての役割を果たす者又は理事長が定めるその他の職務を遂行する者を任命することができる。  
(2) (1) は、法第 12 条に基づいて理事会が行う権限を有する任命を行う権限を理事長に与えるものではない。

## 第 III 部 特許：特許可能性

### 規則 9 書面による通知等

次に掲げるものは書面によるものとする。

- (a) 法第 27 条に基づく通告又は通知
- (b) 法第 27 条に基づく指示又は指図
- (c) 法第 27 条 (5) (b) にいう報告

### 規則 10 許可の請求

法第 28 条 (1) にいう書面による許可の請求は、様式 IP 1 によるものとする。

### 規則 11 生命体に関する特許

- (1) 本条規則は、法第 29 条に関して適用する。
- (2) 次に掲げるものを法第 29 条 (1) (a) 適用上の寄託機関とする。
  - (a) ケニア農業研究所
  - (b) ケニア医学研究所
- (3) 理事長は、ある者が法第 29 条 (3) の適用上あるファイルを閲覧する権利を有すると認める場合は、請求に基づき、その者がそのような権利を有する旨を認証する証明書を発行する。
- (4) (3) に基づく証明書の請求は、様式 IP 2 によるものとする。
- (5) 法第 29 条 (3) に基づいて寄託培養体が利用に供された者は、出願が拒絶され若しくは取り下げられるまで、又は特許が付与された場合はその特許が無効になるまで、次に掲げる何れのことも行ってはならない。
  - (a) 当該培養体を他人の利用に供すること
  - (b) 当該培養体を実験目的以外に使用すること
- (6) (5) (b) は、政府により又は政府から書面によって権限を与えられた者により、政府の業務のために行われたことに関しては適用しない。
- (7) (5) に違反した者は違法行為の責めを負い、有罪判決を受けたときは 6,000 シリング以下の罰金若しくは 6 月以下の懲役又はその双方に処される。

## 第 IV 部 特許の出願，付与及び拒絶

### 規則 12 願書

- (1) 本条規則は，法第 34 条 (1) (a) にいう願書に関して適用する。
- (2) 願書は，様式 IP 3 によるものとする。
- (3) 法第 34 条 (3) の適用上，出願人，発明者又は代理人に関して次に掲げるデータを規定する。
  - (a) 出願人については，出願人，出願人の名称，宛先，国籍及び居住国
  - (b) 発明者については，発明者の名称及び宛先
  - (c) 代理人については，代理人の名称及び宛先
- (4) 複数の出願人がある場合は，願書には，各出願人の宛先のほか，出願人すべてに連絡することができる単一の宛先を記載しなければならない。
- (5) 次に掲げることを願書に記載された者の名称に関して適用する。
  - (a) 当該者が自然人である場合は，当該者の姓を始めに記載し，次いで名を記載するものとする。
  - (b) 当該者が自然人でない場合は，当該者の完全名称を記載するものとする。
- (6) 次に掲げることを願書に記載された者の宛先に関して適用する。
  - (a) 宛先は，迅速な郵便配達を可能にするものであれば足る。
  - (b) (4) に基づいて要求される場合を除き，各人について 1 の宛先のみを記載するものとする。
- (7) 法第 34 条 (3) の下で要求される発明の名称は，短くかつ明確でなければならない。
- (8) 出願人が発明者でない場合に法第 34 条 (3) の下で要求される特許に係る出願人の権利を正当化する申立書は，様式 IP 4 によるものとする。
- (9) 願書には，発明者あるいはもしものために，(8) にいう申立書の余分の写し 1 通を添えるものとする。
- (10) 願書には，様式 IP 3 に規定されていない事柄又は法若しくは本規則の下で要求若しくは許容されていない事柄を含めてはならない。
- (11) 理事長は，(10) に反して含められた事柄を削除するよう出願人に要求するものとする。

### 規則 13 説明

- (1) 本条規則は，法第 34 条 (1) (b) にいう説明に関して適用する。
- (2) 法第 34 条 (5) に基づく要件のほか，説明においては次に掲げることをしなければならない。
  - (a) 発明の名称を述べること
  - (b) 発明が関係する技術分野を特記すること
  - (c) 出願人が知る限り発明の理解，調査及び審査に有用であるとみられる背景技術を示すこと
  - (d) 発明を産業上利用する方法を示すこと

## 規則 14 クレーム

- (1) 本条規則は、法第 34 条 (1) (c) にいうクレームに関して適用する。
- (2) 法第 34 条 (6) に基づき、保護を求めている事項を明示する際、クレームにおいて次に掲げる事柄を記載するものとする。
  - (a) 発明の内容を説明するのに必要であり先行技術の一部ではない技術的特徴
  - (b) (a) にいう特徴と組み合わせて保護を求めている事項を明示する技術的特徴
- (3) (2) (b) に基づいてクレームに記載される特徴の初めには、「という点で特徴付けられる」、「により特徴付けられる」、「そこに改良点がある」との文言又は同様の効果を有するその他の文言を置くものとする。
- (4) クレームに記載する技術的特徴において説明又は図面を引用してはならないが、そうすることによりクレームの理解度を高めことができる場合は、当該特徴を括弧書きで引用することはできる。
- (5) (4) に基づいて含められた特徴の引用は、便宜のためにのみ含められたものとみなす。
- (6) クレームに図面を含めてはならない。
- (7) 1 を超えるクレームが出願に含まれている場合は、クレームにアラビア数字による一連の番号を付するものとする。
- (8) 1 の出願に 2 以上の独立クレームを含めることができるが、各独立クレームが単一の製品又は単一の方法に関係している場合に限る。
- (9) 1 の出願には、発明の本質的な技術的特徴を記載する 1 のクレームであって、発明を詳細に具体化する 1 以上の従属クレームを伴うものを含めることができる。
- (10) 次に掲げることを (9) にいうクレームに適用する。
  - (a) 発明の具体的な実施例を記載するクレームにおいては、発明の本質的な技術的特徴を記載するクレームを引用する。
  - (b) 発明の具体的な実施例を記載するクレームにおいては、それらのクレームによる保護の対象とされる特徴を記載する。
  - (c) クレームは、できる限りかつ最も適切な方法で分類する。
- (11) 出願に 10 を超えるクレームが含まれる場合は、出願手数料は、10 を超える各クレームについて納付する超過クレーム手数料により割り増しされる。

## 規則 15 図面

- (1) 本条規則は、法第 34 条 (1) (d) にいう図面に関して適用する。
- (2) 図面が描かれる紙面は、次に掲げることに従わなければならない。
  - (a) 余白の最小限を次のとおりとする。
    - (i) 上方余白：2.5 センチメートル
    - (ii) 左方余白：2.5 センチメートル
    - (iii) 右方余白：1.5 センチメートル
    - (iv) 下方余白：1.0 センチメートル
  - (b) 余白に含まれる面積は 26.2 センチメートル×17 センチメートルを超えてはならない。
  - (c) 使用される又は使用可能な紙面の周りに枠を設けてはならない。



- (3) 図面は、次に掲げることに従うものとする。
- (a) 図面に彩色してはならない。
  - (b) 図面の線は、黒色で、耐久性があり、一様な太さで、明確でなければならず、かつ、製図用具を使って引かなければならない。
  - (c) 図面は、その縮尺及び線の明瞭性を含め、図面が実寸法の 3 分の 2 で写真複製された時にすべての詳細を容易に弁別することができるようなものでなければならぬ。
  - (d) 図面上に縮尺を示す場合は、図形的に示さなければならない。
  - (e) 断面図は、引用符号や読取線を明確に見分けるのを妨げないハッチングにより表示するものとする。
  - (f) すべての番号、文字及びその他の引用符号は、少なくとも 0.32 センチメートルの高さとし、かつ、円で囲むか又は括弧若しくは引用符で括るものとする。
  - (g) 説明で言及している特徴を図面で示す場合は、その特徴は引用符号により図面で表示するものとし、かつ、その引用符号は、当該出願を通じてその特徴を表示するのに用いるものとする。
  - (h) (g) の下で要求される場合を除き、如何なる特徴も引用符号により図面で表示してはならない。
  - (i) 図面上のレタリングにおいては、ローマ字又は慣用されている場合はギリシャ文字を用いる。
  - (j) 図面中の異なる図形は、図面が描かれている紙面の番号付けとは無関係に、アラビア数字による一連番号を付する。
  - (k) 図面には、単一の語又は句以外の文言を含めてはならない。

## 規則 16 要約

- (1) 本条規則は、法第 34 条 (1) (e) にいう要約に関して適用する。
- (2) 要約には、次に掲げるものを含める。
  - (a) 発明の名称
  - (b) 法第 34 条 (5) にいう説明に含まれる開示の要旨
- (3) (2) (b) の下で要求される要旨においては、発明が関係する技術分野及び発明の主要な用途を示す。
- (4) 要約は、関係技術分野における調査に効率的に使用することができる方法により、かつ、当該説明を参照すべきか否かを閲覧者が要約から判断することが可能であるように作成しなければならない。
- (5) 要約には、発明の利点若しくは価値又は思惑的な用途についての陳述を含めてはならない。
- (6) 適切な場合は、要約には、発明を最もよく特徴付ける式を含めるものとする。
- (7) 要約に図面を含めてはならないが、出願に図面が含まれる場合は、
  - (a) 出願人は、要約の公告に含める図面として何れを勧めるかを表示するものとし、かつ、
  - (b) 要約に引用されている特徴が図面で図解されている場合は、その特徴は、図面で使用されている引用符号により要約で追って行くものとする。
- (8) 非実際的である場合を除き、要約は 150 語を超えてはならない。

## 規則 17 一般要件

- (1) 本条規則には、法第 34 条の下での出願書類の一般要件を掲げる。
- (2) 出願書類のすべての部分が英語によらなければならない。
- (3) 出願書類のすべてのページは、A4 紙の寸法（29.7 センチメートル×21 センチメートル）のつや消し仕上げの耐久性がある白色の紙面によらなければならない。
- (4) 出願書類の各ページは、短い辺を上にする。
- (5) 願書及び図面を除き、出願書類の各ページの余白は次のとおりとする。
  - (a) 上方余白：2.0 センチメートル
  - (b) 左方余白：2.5 センチメートル
  - (c) 右方余白：2.0 センチメートル
  - (d) 下方余白：2.0 センチメートル
- (6) 余白は、完全に空白でなければならない。
- (7) 願書を除き、出願書類の各ページの片面のみを用いるものとする。
- (8) 出願書類のページは、容易に分離しかつ再結合できるように綴じる。
- (9) 出願書類のページには、裂け目、皺及び折り目があってはならない。
- (10) 次に掲げる各事項は、新しいページから始める。
  - (a) 願書
  - (b) 説明
  - (c) 1 又は複数のクレーム
  - (d) 1 又は複数の図面
  - (e) 要約
- (11) 出願書類は、3 通とする。
- (12) 次に掲げる各事項には、アラビア数字を用いて別個の一連番号を付し、番号は紙面の上方中央に置くが、上方余白内であってはならない。
  - (a) 願書
  - (b) 説明、クレーム及び要約
  - (c) 図面
- (13) 説明及びクレームの各 5 行目の左方に番号を付するが、余白内であってはならない。
- (14) 図面及び願書を除く出願書類のすべての部分は手書でなくタイプ又は印刷するものとし、文言部分の外見について次に掲げることを適用する。
  - (a) 文言は、暗色で褪色性がないものでなければならない。
  - (b) 文言部分の行間隔は少なくとも 1 行半とする。
  - (c) 大文字の高さは、少なくとも 0.20 センチメートルとする。
- (15) 出願書類のすべての部分は、写真複写又はその他の方法で複製されたときに読みやすいように作成する。
- (16) (14) に拘らず、図式記号及び文字並びに化学式及び数式は、手書で差し支えないが、暗色で褪色性がないものでなければならない。
- (17) 願書は手書でもタイプでも印刷でもよいが、その文言部分は暗色で褪色性がないものでなければならない。
- (18) 出願書類のすべての部分は、合理的な程度に、重ね書き、行間挿入、抹消又はその

他の変更がないものでなければならない。

(19) 出願書類において使用されるすべての用語、符号及び記号は、出願書類を通じて一貫して使用されるものとし、かつ、関係分野において一般に受容されている用語、符号及び記号でなければならない。

(20) 何れかの事柄がメートル単位以外の単位で表現されている場合は、メートル単位の同等量も併記しなければならない。

### 規則 18 仮明細書

(1) 本条規則において、「明細書」とは説明、クレーム、図面及び要約をいう。

(2) 出願は、仮明細書をもって行うことができる。

(3) 出願が仮明細書をもって行われた場合は、次のことを適用する。

(a) 出願人が、出願が行われてから 1 年以内に確定明細書を提出しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

(b) 理事長は、確定明細書が提出されるまで、法第 41 条 (1) から (3) までに基づく措置を除き、当該出願に関して何らの措置も取らない。

(c) 確定明細書は、様式 IP 3 を用いて提出するものとする。

(d) 確定明細書は、仮明細書における開示を超えてはならない。

(e) 確定明細書の提出は、法第 41 条に基づいて与えられた出願日に影響を及ぼさない。

### 規則 19 発明の単一性

(1) 法第 35 条の適用上、1 群の発明において、これらの発明の間に、1 以上の同一の又は相応する特別の技術的特徴を持つ技術的關係が存在する場合は、これらの発明は単一の一般的発明概念を形成する。

(2) (1) において、「特別の技術的特徴」とは、全体として考慮される各クレーム発明が先行技術を超えて行う貢献を特定する技術的特徴をいう。

### 規則 20 補正又は分割

(1) 本条規則は、法第 36 条に基づく出願の補正又は分割に関して適用する。

(2) 出願の補正又は分割に係る請求は、様式 IP 5 によるものとする。

(3) 当該請求が名称、宛先又はその他の連絡先の補正に係るものである場合は、その請求は様式 IP 6 によるものとする。

(4) 理事長は、請求された名称、宛先又はその他の連絡先の補正を行うことが適切であるとの証拠を要求することができる。

(5) 次のことが補正に関して適用される。

(a) 補正は、説明書簡及び出願のページに代わるページの形による。

(b) 説明書簡においては、新しいページと代わられるページとの間の相違点に注意を喚起する。

(c) 説明書においては、代わられることなく出願書類から取り除かれるページを特記する。

(6) 法第 36 条 (2) に基づいて出願が分割された場合は、

(a) 各分割出願の出願日は原出願の出願日とする。

- (b) 原出願における優先権宣言は、各分割出願に含まれているとみなされる。
- (c) 出願人は、出願手数料及び分割の結果生じる追加出願について納付すべきその他の手数料を納付しなければならない。

#### **規則 21 優先権を主張する宣言**

- (1) 本条規則は、法第 37 条 (1) にいう、パリ条約に規定される 1 又は複数の先の国内、広域又は国際出願の優先権を主張する宣言に関して適用される。
- (2) 宣言には、先の出願それぞれに関して、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (a) 当該先の出願の日付及び番号
  - (b) 当該先の出願に指定された国際特許分類記号又はかかる記号が指定されていない場合は、その事実の陳述
  - (c) 当該先の出願が国内出願であった場合は、それが行われた国の名称
  - (d) 当該先の出願が広域又は国際出願であった場合は、当該出願が行われた官庁の名称及びそれについて当該出願が行われた国の名称
- (3) (2) (a) に基づいて要求される先の出願の番号が宣言の時点で不明の場合は、その事実の申立を宣言に記載するものとし、かつ、宣言は、宣言を記載した出願が行われてから 90 日以内に番号を含めるよう補正されなければならない。
- (4) 法第 37 条 (2) に基づいて理事長が要求する先の出願の認証謄本は、要求がなされてから 90 日以内に提出されなければならない。
- (5) 先の出願に付された日付が不正確であったことが判明した場合は、次の規定を適用する。
  - (a) 理事長は、出願人に対し、正確な日付を提示するよう求める。
  - (b) 出願人が、正確な日付を提示すべき旨の求めの日から 90 日以内に正確な日付を提示し、かつ、当該正確な日付がパリ条約に規定される優先権の期間内に当たるのでない限り、理事長は、当該優先権の主張を無視する。

#### **規則 22 手数料の徴収見送り**

- (1) 本条規則は、法第 39 条 (2) に基づく手数料の徴収見送りに関して適用する。
- (2) 理事会は、手数料を納付することができない自然人について、法第 39 条 (2) に基づき、手数料の全部又は一部の徴収を見送ることができる。
- (3) 理事会による徴収見送りに係る請求は、書面により理事長に提出するものとする。
- (4) 徴収見送りが求められている手数料の納付は、理事会による決定が下されるまで猶予する。
- (5) 理事長は理事会の決定を出願人に伝達するものとし、猶予された手数料で徴収が見送られなかったものは、当該伝達の日から 60 日以内に納付しなければならない。

#### **規則 23 出願の取下**

- (1) 法第 40 条に基づく出願の取下は、書面によるものとする。
- (2) 出願人が複数存在する場合は、出願は、すべての出願人によってのみ取り下げられる。

## 規則 24 出願日及び審査

- (1) 本条規則においては、法第 41 条に基づく要件及び手続の細目を定める。
- (2) 法第 41 条 (2) にいう求めに関して次に掲げる規定を適用する。
  - (a) 求めは、理事長が法第 41 条 (2) にいう認定を行ってから 14 日以内に行うものとする。
  - (b) 求めにおいては、出願人は求めに応じるために求めの日から 60 日間の猶予が与えられる旨を表示する。
- (3) 理事長が、出願人が法第 41 条 (2) にいう求めに応じなかったと判断し、その結果、法第 41 条 (3) に基づき、出願が行われなかったものとして処理する場合は、理事長は、その判断から 14 日以内に、その判断の理由を出願人に通知するものとする。
- (4) 法第 41 条 (8) にいう求めに関して次に掲げる規定を適用する。
  - (a) 求めにおいては、出願人は不備を是正するために求めの日から 90 日間の猶予が与えられる旨を表示する。
  - (b) 理事長は、90 日の期間を 60 日以内に限り延長することができる。
  - (c) (b) にいう延長に係る請求は、様式 IP 7 によるものとする。
- (5) 理事長が法第 41 条に基づいて出願日を出願に付与する場合は、理事長は、出願人に出願証明書を送付するものとし、同証明書は、出願日及び出願番号を付した願書の写しとする。

## 規則 25 出願の公開

- (1) 本条規則は、法第 42 条に基づく特許出願の公開に関して適用する。
- (2) 出願人は、特許が公開される前に公開手数料を納付しなければならない。
- (3) 法第 42 条 (3) に基づく特許出願の公開を実行するために公開する事項を次に掲げる。
  - (a) 出願番号
  - (b) 出願人の名称及び宛先
  - (c) 発明者の名称及び宛先。ただし、発明者が、法第 33 条に基づき、出願中に記名されないことを希望する旨を表示した場合を除く。
  - (d) 代理人がいる場合は、その名称及び宛先
  - (e) 出願の出願日
  - (f) 優先権が主張されている場合は、優先日及び先の出願が行われた国又はそれについて先の出願が行われた国の名称
  - (g) 国際特許分類記号
  - (h) 発明の名称
  - (i) 要約
  - (j) 該当する場合は、規則 16 (7) (a) に基づいて出願人が要約の公開に含めるべきであると勧めた図面又は理事長が発明をより適切に特徴付けると判断した場合の別の図面

## 規則 26 公開前の出願の秘密保全

- (1) 理事長は、特許出願についての情報を出願が公開されるまで秘密にすることを確保するものとする。

- (2) (1) は、次に掲げる事項には適用しない。
- (a) 出願番号
  - (b) 出願人の名称
  - (c) 出願の出願日
  - (d) 優先権が主張されている場合は、優先日並びに先の出願が行われた国又はそれについて先の出願が行われた国の名称及び先の出願の番号
  - (e) 発明の名称

## 規則 27 国際型調査

- (1) 本条規則においては、法第 43 条に基づく要件及び手続の細目を定める。
- (2) 理事長は、国際型調査に関する報告を受領してから 30 日以内に、当該報告の写しを出願人に送付する。
- (3) 法第 43 条 (3) にいう出願人が要求された書類の写しを提供するための期間は、要求の日から 90 日とする。
- (4) 出願人において、要求された書類の写しを提供しないことについての法第 43 条 (3) にいう適法な理由がある場合は、出願人は、要求の日から 90 日以内にその理由を理事長に通知しなければならない。
- (5) 理事長が法第 43 条 (2), (3), (4) 又は (5) に基づいて出願を拒絶した場合は、理事長は、30 日以内に拒絶の通知を出願人に送付するものとする。
- (6) 法第 43 条 (2), (3), (4) 又は (5) に基づいて出願を拒絶するとの理事長の決定に対して審判所に審判請求をするための期限は、拒絶の通知から 90 日とする。

## 規則 28 実体審査

- (1) 本条規則においては、法第 44 条に基づく要件及び手続の細目を定める。
- (2) 法第 44 条 (2) に基づいて提出する出願審査に係る請求は、様式 IP 8 によるものとする。
- (3) 審査請求が提出された後審査が開始される前に出願が取り下げられた場合は、請求の際に納付された手数料は払い戻される。
- (4) 次に掲げるものを法第 44 条 (4) 適用上の関係書類とする。
- (a) すべての調査の報告
  - (b) 優先権が主張されている場合は、当該発明に関する外国の書類
  - (c) 理事長が関係があると認めるその他の書類
- (5) 法第 44 条 (4) に基づく、審査結果報告の写しの理事長による出願人への提供に関して、次の規定を適用する。
- (a) 理事長は、報告が理事長に提出されてから 30 日以内に、写しを提供するものとする。
  - (b) 理事長は、当該発明が特許可能であるか否かの説明を写しに添える。
- (6) 法第 44 条 (7) にいう求めに関して、次に掲げる規定を適用する。
- (a) 求めにおいては、出願人が不備を是正するために求めから 60 日の猶予を与えられる旨を表示する。
  - (b) 理事長は、この 60 日の期間を 90 日以下の期間に限り延長することができる。
  - (c) (b) に基づく延長に係る請求は、様式 IP 7 によるものとする。

(7) 法第 44 条 (8) に基づく特許付与の拒絶に係る理事長の通告には、拒絶の理由を記載するものとする。

### 規則 29 特許の付与

- (1) 本条規則は、法第 45 条に基づいて付与される特許に関して適用する。
- (2) 出願人は、特許が付与される前に付与手数料を納付しなければならない。
- (3) 特許証は、様式 IP 9 に説明、クレーム及び図面の写しを添付したものによる。
- (4) 特許証を交付する際は、様式 IP 10 による特許付与証明書も交付する。
- (5) 特許は、次に掲げる事項をケニア官報又は工業所有権公報において公表することにより、法第 45 条 (2) にいう公告が行われる。
  - (a) 特許の番号
  - (b) 特許の所有者の名称及び宛先
  - (c) 発明者の名称及び宛先。ただし、発明者が法第 33 条に基づき、出願において記名されないことを希望する旨を表示している場合を除く。
  - (d) 代理人がいる場合は、代理人の名称及び宛先
  - (e) 出願日
  - (f) 優先権が主張され、認められている場合は、優先権の申立、優先日及び先の出願が行われた国又はそれについて先の出願が行われた国の名称
  - (g) 特許付与日
  - (h) 国際特許分類記号
  - (i) 発明の名称
  - (j) 要約
  - (k) 図面がある場合は、最も説明に役立つ図面

### 規則 30 特許の登録

- (1) 本条規則においては、法第 46 条にいう特許登録簿に関する細目を定める。
- (2) 各特許出願について、次に掲げる事項を特許登録簿に記載する。
  - (a) 出願番号及び出願日
  - (b) 出願人の名称及び宛先
  - (c) 発明の名称
  - (d) 発明者の名称及び宛先。ただし、発明者が法第 33 条に基づき、出願において記名されないことを希望する旨を表示している場合を除く。
  - (e) 優先権が主張されている場合は、優先日及び先の出願が行われた国又はそれについて先の出願が行われた国の名称
  - (f) 法第 44 条 (2) に基づいて提出された審査請求の日付
  - (g) 出願の公開日
  - (h) 出願人の送達宛先
  - (i) 出願の所有者を変更するか又は出願若しくは出願の権利を担保として提供する旨を表明するすべての書類の表示
  - (j) 出願人が死亡した場合は、その事実の表示
  - (k) 法若しくは本規則に基づいて要求されるか又は理事長が適切と認めるその他の情報

- (3) 各特許について、次に掲げる事項を特許登録簿に記載する。
- (a) (2)に基づき特許出願に関して記載される情報
  - (b) 特許の番号
  - (c) 特許の所有者の名称及び宛先
  - (d) 特許の付与日
  - (e) 所有者の送達宛先
  - (f) 特許の所有者を変更するか又は特許若しくは特許の権利を担保として提供する旨を表明するすべての書類の表示
  - (g) ライセンスの所有者を変更するか又はライセンス若しくはライセンスに対する権利を担保として供託する旨を表明するすべての書類の表示
  - (h) 特許の所有者が死亡した場合は、その事実の表示
  - (i) 法若しくは本規則に基づいて要求されるか又は理事長が適切と認めるその他の情報
- (4) 特許登録簿から抄本を取得することを希望する者は、様式 IP 11 により認証謄本を求める請求か又は様式 IP 12 により否認証謄本を求める請求を行なうものとする。



## 第 V 部 国際及び広域出願

### 規則 31 国際又は広域出願の出願要件

- (1) 本条規則は、次に掲げる出願に関して適用する。
  - (a) 特許協力条約に基づき受領官庁としての協会に行われる国際出願
  - (b) ARIPO 議定書第 2 条に基づいて協会に行われる広域出願
- (2) (1) に掲げる出願は、
  - (a) 3 通によるものとし、
  - (b) 英語によるものとし、かつ、
  - (c) 送付手数料を添えなければならない。

### 規則 32 国際出願の国内段階への移行

- (1) ケニアが指定されている国際出願は、特許協力条約第 22 条又は第 39 条及び同条約に基づく適用規則に定める条件が満たされている場合は、請求に基づき、法に基づく出願として処理される。
- (2) (1) にいう請求は、様式 IP 13 によるものとする。

### 規則 33 拒絶された国際出願の変更

- (1) ケニアが指定されている国際出願は、特許協力条約第 25 条に掲げる拒絶、宣言又は認定がなされ、かつ、当該拒絶、宣言又は認定が受領官庁又は国際事務局の側の誤り又は遺漏によるものであった場合は、請求に基づき、法に基づく出願として処理される。
- (2) (1) にいう請求は、様式 IP14 によるものとし、かつ、出願人が依拠する事実の陳述を添える。
- (3) 国際出願の国内出願としての処理に関しては、出願日は、特許協力条約に基づく国際出願の出願日とする。

### 規則 34 拒絶された広域出願の変更

- (1) ケニアが指定されている広域出願であって ARIPO 事務局に拒絶されたものは、ARIPO 事務局が協会に次に掲げるものを送付した場合は、請求に基づき、法に基づく出願として処理される。
  - (a) 出願人が ARIPO 事務局に対して提出した、当該出願がケニア法に基づく出願としてケニアにおいて処理されるべき旨の請求書、及び
  - (b) 当該出願に関するファイルの写し
- (2) 広域出願を法に基づく出願として処理するべき旨の請求は、様式 IP 15 によるものとする。
- (3) 広域出願の国内出願としての処理に関しては、出願日は、ARIPO 議定書に基づく広域出願の出願日とする。

### 規則 35 一定の国際及び広域出願の公開

- (1) 理事長は、次のとおり公開を行う。
  - (a) ケニアが指定されている国際出願を、それが国内段階に移行してから 2 月以内に

- (b) ケニアが指定されている広域出願を，ARIPO 議定書に基づき当該広域出願において指定されている旨をケニアが通知されてから 2 月以内に
- (2) (1) に基づく出願の公開は，ケニア官報又は工業所有権公報による。

## 第 VI 部 出願人又は発明の所有者の権利及び義務

### 規則 36 新規の用途への利用についての説明

確実を期するために、法第 54 条 (1) (b) は、新規の用途が方法であるものとして当該新規の用途に関して付与された特許に関して適用する。

### 規則 37 「並行輸入」

法第 58 条 (2) における特許に基づく権利の制限は、ある物品が適法に市場に出されていた国から輸入された当該物品に関する行為に及ぶ。

## 第 VII 部 年金

### 規則 38 年金

- (1) 本条規則は、法第 61 条にいう年金に関して適用する。
- (2) 年金は、様式 IP 16 と共に提出して納付する。
- (3) 理事長は、年金の納付期限が到来する少なくとも 1 月前に、年金の納付期限が到来する旨の納付予告書を特許の出願人又は所有者に送付する。
- (4) 納付期限が到来した後で法第 61 条 (2) に基づいて付与される猶予期間内に納付される年金は、次に掲げるものと共に提出して納付する。
  - (a) (2) に基づいて要求される様式、及び
  - (b) 所定の追加料金
- (5) 法第 61 条 (3) に基づいて出願が取り下げられたとみなされるか又は特許が失効した場合は、理事長は、出願が取り下げられたとみなされるか又は特許が失効してから 30 日以内に、(6) に定める者に通知書を送付する。
- (6) (5) に基づく通知書は、次に掲げる者に送付する。
  - (a) 特許の出願人又は所有者、及び
  - (b) 各登録ライセンシー
- (7) 法第 61 条 (5) に基づく出願又は特許を回復すべき旨の請求に関しては、次の規定を適用する。
  - (a) 請求は、様式 IP 17 によるものとし、かつ、請求における申立を裏付ける法定誓約書又は宣誓供述書を添える。
  - (b) 理事長が、請求を検討した後、年金の不納が意図的なものでなかったことについて納得しない場合は、理事長は、請求を行なった者にその旨を通知する。
  - (c) (b) に基づいて通知を受けた者は、通知の日から 60 日以内に、理事長に聴聞を請求することができ、当該人がそうした場合は、理事長は、自己が法第 61 条 (6) に基づき年金の不納が意図的なものでなかったことについて納得しているか否かを最終的に決定する前に、当該者を聴聞する。また、
  - (d) 理事長が出願又は特許を回復する命令を下した場合は、
    - (i) 法第 61 条 (6) に基づく年金の納付に関しては (4) を適用し、かつ、
    - (ii) 理事長は、出願又は特許の回復をケニア官報又は工業所有権公報において公告する。
- (8) 出願又は特許が失効し、かつ、法第 61 条 (5) に基づき出願又は特許を回復するための請求を行なう期間が請求が行われないうちに満了したか又は請求が行われたが拒絶された場合は、理事長は、期間満了から又は請求が拒絶されてから 45 日以内に、失効について出願人又は所有者に通知し、かつ、法第 61 条 (3) の規定にこれらの者の注意を喚起する。
- (9) 出願日の後の 1 年目は年金が課されない。
- (10) 国際出願については、出願が国内段階に移行した後に納付期限が到来する年金のみを納付するものとする。

## 第 VIII 部 所有者の変更

### 規則 39 出願又は特許の所有者の変更，法第 62 条

- (1) 本条規則は，法第 62 条に関して適用する。
- (2) 所有者の変更を特許登録簿に記録させるための申請は，様式 IP 18 によるものとする。
- (3) 所有者の変更を記録させるための申請は，旧所有者又は新所有者がこれを行うことができる。
- (4) 申請には，次に掲げるものの写しを添えなければならない。
  - (a) 所有者の変更をもたらす証書，又は
  - (b) 所轄当局が発行した所有者変更証明書
- (5) 所有者の変更が特許登録簿に記録されたときは，理事長は，
  - (a) 所有者変更登録証明書を様式 IP 19 により新所有者に交付し，かつ，
  - (b) ケニア官報又は工業所有権公報において次に掲げる情報を公告する。
    - (i) 所有権の変更を記録させるための申請の日
    - (ii) 旧所有者の名称
    - (iii) 新所有者の名称
    - (iv) 所有者変更の登録番号及び登録日
- (6) 理事長は，(4) (a) に掲げる証書及びその内容の秘密が保たれることを確保する。ただし，新所有者が別段の同意を与える範囲ではこの限りでない。
- (7) 出願の所有者が変更した場合は，新所有者が出願人とみなされる。

## 第 IX 部 契約ライセンス

### 規則 40 ライセンス契約登録申請

- (1) 本条規則は、法第 68 条に基づくライセンス契約又はライセンス契約の変更の特許登録簿への登録を求める申請に関して適用する。
- (2) 申請は、様式 IP 20 によるものとする。
- (3) 法第 68 条 (2) に基づき申請に添えるべき書類は次のとおりとする。
  - (a) 契約を構成する書類
  - (b) 契約に関係する書類であって契約を理解又は解釈するために必要なもの

### 規則 41 契約の登録

- (1) 本条規則は、法第 70 条に基づいて登録されるライセンス契約に関して適用する。
- (2) 法第 70 条 (1) にいう登録証明書は、様式 IP 21 によるものとする。
- (3) 法第 70 条 (5) に基づいて要求される情報のほか、次に掲げる事項を特許登録簿に記載する。
  - (a) 法第 70 条 (5) (a) にいう者の宛先
  - (b) 登録が効力を生じる日
  - (c) 契約の存続期間
  - (d) 契約が代理人により登録のために提出された場合は、代理人の名称及び宛先
- (4) (3) に記載された追加情報は、法第 70 条 (5) に基づいて公告することが要求されている情報と共に公告する。
- (5) 法第 70 条 (5) に基づいて公告することが要求されている情報は、理事長が公告するものとする。

### 規則 42 実施許諾

- (1) 本条規則は、ライセンスを権利として利用できる旨の法第 79 条に基づく登録簿への記載に関して適用する。
- (2) 法第 79 条 (1) に基づく記載を求める請求は、様式 IP 22 によるものとする。
- (3) その請求には、法第 79 条に基づくライセンスを付与する旨の所有者の約束を添える。
- (4) 理事長が法第 79 条 (2) に基づいて請求をライセンシーに通知するときは、法第 79 条 (3) に基づいて異論を申し立てるライセンシーの権利についてもライセンシーに通知する。
- (5) 法第 79 条 (3) に基づいてライセンシーが異論を申し立てることができる期間は、請求についての理事長のライセンシーに対する通知の日から 45 日とする。
- (6) ライセンシーは、様式 IP 23 による異議申立書 2 通を理事長に提出することにより、法第 79 条 (3) に基づいて異論を申し立てることができる。
- (7) 法第 79 条 (3) に基づく異論に関して、法第 49 条 (3) から (20) までを準用する。
- (8) 法第 79 条 (4) に基づく記入の公告は、ケニア官報又は工業所有権公報によるものとする。
- (9) 法第 79 条 (7) に基づく記入の抹消に係る請求は、様式 IP 24 によるものとする。
- (10) 法第 79 条 (7) に基づく抹消の公告は、ケニア官報又は工業所有権公報によるものとする。

とする。

## 第 X 部 政府による実施

### 規則 43 政府による実施

- (1) 本条規則は、法第 80 条に関して適用する。
- (2) 法第 80 条 (1) に基づく命令に係る大臣への申請は、様式 IP 25 によるものとする。
- (3) 法第 80 条 (7) にいう命令の取消を求める請求は、書面によるものとする。



## 第 XI 部 実用新案

### 規則 44 実用新案への規則の適用

(1) (2) に従うことを条件として、本規則は、本規則が特許証でなく実用新案証に言及しているものとして、実用新案証に準用する。

(2) 規則 27, 規則 28, 規則 29 (3) 及び (4) 並びに規則 31 から規則 35 までは、実用新案証に関して適用しない。

(3) 実用新案証は、様式 IP 26 による。

## 第 XII 部 意匠

### 規則 45 意匠登録簿

- (1) 理事長は、法第 XIII 部に基づく意匠の登録のために、意匠登録簿を備える。
- (2) 各登録意匠について、次に掲げる事項を意匠登録簿に記録する。
  - (a) 意匠の登録番号
  - (b) 意匠の所有者の名称及び宛先
  - (c) 意匠の名称
  - (d) 出願人による、登録により与えられる権利を制限する権利の部分放棄
  - (e) 本規則に基づいて要求されるか又は理事長が適切と認めるその他の情報
- (3) 意匠登録簿から抄本を取得することを希望する者は、認証謄本については様式 IP 11 により、また非認証謄本については様式 IP 12 により、請求するものとする。

### 規則 46 著作権で保護されている意匠の登録不能

2001 年著作権法に基づいて保護されている意匠は、登録できない。

### 規則 47 出願

- (1) 本条規則は、法第 87 条に基づいて意匠を登録するための出願に関して適用する。
- (2) 法第 87 条 (1) (a) に基づく出願は、様式 IP 27 によるものとする。
- (3) (4) に従うことを条件として、当該意匠を包含している物品それぞれについて別個の出願を行わなければならない。
- (4) 当該意匠を包含する組の物品について単一出願を行うことができる。ただし、組の各物品を一体として使用することが意図されていることを条件とする。
- (5) 出願には次に掲げるものを添えなければならない。
  - (a) 法第 87 条 (1) (c) に基づいて要求される表示の追加の写し
  - (b) 法第 87 条 (2) に基づいて要求される見本のほかに 2 番目の見本
- (6) 出願書類、表示及びこれらと共に提出されるすべての書類は、A4 紙の寸法 (29.7 センチメートル×21 センチメートル) で、重さが 1 平方メートル当たり少なくとも 80 グラムの紙面によるものとし、かつ、各ページに約 2.5 センチメートルの余白を左方に設けなければならない。
- (7) 法第 87 条 (1) (c) に基づいて要求される表示に関して次に掲げる規定を適用する。
  - (a) 出願が組の物品に係るものである場合は、表示には、組の中の当該意匠を包含する各物品の表示を含める。
  - (b) 表示に用いられる図形は、縦に置く。ただし、そうすることは非実際的であると理事長が認めた場合を除く。
  - (c) ある物品を表示するのに複数の図形が用いられるときは、同じ物品を表示するすべての図形は、そうすることが非実際的である場合を除いて同じページに示すものとし、かつ、それらが表す図の視点を示すラベルを付する。
  - (d) 表示が図面の場合は、インクによるものとする。
  - (e) 意匠が反復する表面模様から構成される場合は、表示においては、反復される模様の全体を示さなければならない。

- (f) 表示の各ページの片面のみを用いるものとする。
- (g) 出願人の名称を各ページの上方左隅に示す。
- (h) 各ページに番号を付するものとし、ページ番号及びページ総数を各ページの上方右隅に示す。
- (8) 新規であると主張される意匠の特徴を説明する申立を次に掲げるものに記載する。
  - (a) 法第 87 条 (1) (c) に基づいて要求される表示, 及び
  - (b) 法第 87 条 (2) に基づいて要求される見本
- (9) 当該意匠に紋章院法に基づいて登録された紋章又は同法にいう特定の記章の複製が含まれる場合は、出願は、当該紋章又は特定の記章の複製の登録について同意を与える資格があると理事長が考える者からの同意を伴わなければならない。
- (10) 意匠にある者の名称又は肖像が含まれる場合は、次に掲げる規定を適用する。
  - (a) 当該人が生存している場合は、出願は登録についての当該人の同意を伴わなければならない、また
  - (b) 当該人が死亡している場合は、理事長は、出願に理事長が適切と認める者の同意が伴うよう要求することができる。
- (11) 法第 87 条 (7) に基づき、法第 37 条並びに法第 41 条 (2) 及び (3) の出願に関して規則 21 並びに規則 24 (2), (3) 及び (5) を準用する。

#### **規則 48 出願の公告**

- (1) 理事長は、意匠登録を求める出願に係る告示をケニア官報又は工業所有権公報において公告する。
- (2) 出願人は、告示が公告される前に公告手数料を納付しなければならない。

#### **規則 49 出願に対して異議申立があった場合の手続**

- (1) 本条規則は、法第 87 条に基づいて意匠の登録を求める出願に対する異議申立に関して適用する。
- (2) 出願の告示が公告されてから 60 日以内は、何人も、様式 IP 23 による異議申立書を 2 通理事長に提出することにより、出願に異議を申し立てることができる。
- (3) 異議申立書においては、出願に異議を申し立てる理由を記載する。
- (4) 理事長は、異議申立書の写し 1 通を出願人に与える。
- (5) 出願人は、異議申立書を受領してから 42 日以内に様式 IP 28 による反対陳述書 2 通を理事長に提出する。
- (6) 反対陳述書においては、出願人が出願を裏付けるために依拠する理由を記載し、かつ、異議申立書において申し立てられている事実で出願人も認めているものを記載する。
- (7) 理事長は、反対陳述書の 1 通を出願に異議を申し立てる者に与える。
- (8) 出願に異議を申し立てる者は、反対陳述書を受領してから 42 日以内に、出願に対する異議申立を裏付ける誓約書又は宣誓供述書を理事長及び出願人に提出する。
- (9) 出願人は、出願に異議を申し立てる者の誓約書又は宣誓供述書を受領してから 42 日以内に、出願を裏付ける誓約書又は宣誓供述書を理事長及び出願に異議を申し立てる者に提出する。
- (10) 出願に異議を申し立てる者は、出願人の誓約書又は宣誓供述書を受領してから 1 月

以内に、出願人の誓約書又は宣誓供述書に回答する誓約書又は宣誓供述書を理事長及び出願人に提出することができる。

(11) 出願人の誓約書又は宣誓供述書に回答する誓約書又は宣誓供述書においては、厳に回答する事項に限定しなければならない。

(12) 出願人が(5)に基づく反対陳述書又は(9)に基づく誓約書又は宣誓供述書を提出しなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

(13) 出願に異議を申し立てる者が(8)に基づく誓約書又は宣誓供述書を提出しなかった場合は、異議申立は、取り下げられたものとみなされる。

(14) 理事長は、すべての書類が提出された後、当該事件の聴聞を行う。

(15) 理事長は、各当事者に対し、少なくとも14日前に聴聞について通知する。

(16) 当事者は、聴聞の日の少なくとも7日前に様式IP 29による通知を理事長に提出した場合に限り、聴聞を受けることができる。

(17) 聴聞においては、誓約書又は宣誓供述書により提供された証拠以外の証拠を理事長の許可なく提出してはならない。

(18) 理事長は、自己の決定の通知書に理由書を付して各当事者に与える。

(19) 出願に異議を申し立てる者が複数ある場合は、理事長は、同一の聴聞においてこれらの異論を処理する旨定めることができる。

(20) 当事者は、理事長の決定の通知の日から90日以内に、決定に係る審判を審判所に請求することができる。

#### **規則 50 出願に対して異議申立がなかった場合の手続**

(1) 本条規則は、法第87条に基づき意匠の登録を求める出願に対して異議申立がなかった場合に適用する。

(2) 理事長が出願を拒絶しようとする場合は、理事長は、意匠登録を拒絶しようとする理由を説明し、かつ、出願人に対し次に掲げることの何れかを当該求めの日から60日以内にすよう求める通知書を出願人に送付する。

(a) 応諾書を提出すること

(b) 聴聞を請求すること

(3) 理事長が(2)に基づいて通知書を送付した場合は、理事長は、次に掲げる時期まで、意匠を登録するか否かについての決定を下さないものとする。

(a) 出願人が聴聞を請求した場合は、聴聞を行った後

(b) 出願人が意見を提出した場合は、当該意見を検討した後、又は

(c) 出願人が聴聞を請求することも意見を提出することもしなかった場合は、(2)にいう60日の期間の満了後

(4) 理事長は、その決定を書面により出願人に通知する。

(5) 理事長が意匠の登録を拒絶する決定を下した場合は、出願人は、当該決定の通知の日から30日以内に、理事長がその決定の理由書を発出するよう要求することができる。

(6) (5)に基づく請求は、様式IP 30によるものとする。

(7) 理事長は、(5)に基づく請求が行われてから40日以内に当該請求に応じるものとする。

(8) 出願人は、次に掲げる日から90日以内に、理事長の決定について審判所に審判請求

を行うことができる。

- (a) 決定の通知の日、又は
- (b) 理由書を請求している場合は、理由書請求の日

#### **規則 51 意匠の登録**

- (1) 本条規則は、法第 87 条 (8) に関して適用する。
- (2) 出願人は、法第 87 条 (8) に基づいて意匠が登録される前に登録手数料を納付しなければならない。
- (3) 法第 87 条 (8) に基づいて交付される登録証は、様式 IP 31 による。

#### **規則 52 登録の存続期間及び更新**

- (1) 本条規則は、法第 88 条に関して適用する。
- (2) 理事長は、意匠の登録が失効する少なくとも 90 日前に、差し迫った失効についての予告書を所有者に送付する。
- (3) 法第 88 条 (2) に基づく更新の申請は、様式 IP 32 によるものとする。
- (4) 登録が更新された場合は、理事長は、当該更新を登録し、かつ、更新証明書を交付する。

#### **規則 53 失効した権利の回復**

- (1) 本条規則は、法第 89 条に関して適用する。
- (2) 法第 89 条 (1) に基づく意匠に付与された保護の回復を求める申請は、様式 IP 33 によるものとする。
- (3) 前記の申請には、申請を裏付ける誓約書又は宣誓供述書及び様式 IP 32 による更新請求を添えるものとする。
- (4) 理事長は、申請を拒絶する前に、申請を拒絶しようとする理由を説明し、かつ、当該求めの日から 60 日以内に聴聞を請求するよう申請人に求める通知書を申請人に送付する。
- (5) 理事長が (4) に基づく通知書を送付した場合は、理事長は、次に掲げる時期までは、意匠を回復するか又は申請を拒絶するかについての決定を下さない。
  - (a) 申請人が聴聞を請求する場合は、聴聞を行った後、又は
  - (b) 申請人が聴聞を請求しなかった場合は、(4) にいう 60 日の期間の満了後
- (6) 理事長は、その決定について書面により申請人に通知するものとし、かつ、理事長が申請の拒絶を決定した場合は、その通知にはその決定の理由も記載する。
- (7) 申請人は、理事長の決定について、決定の通知の日から 90 日以内に、審判所に審判請求を行なうことができる。
- (8) 法第 89 条 (5) に基づく回復された意匠の公告は、ケニア官報又は工業所有権公報によるものとする。

#### **規則 54 表示等の審査を求める請求**

法第 90 条 (2) にいう表示又は見本の審査を求める請求は、様式 IP 34 によるものとする。

#### **規則 55 登録に関する公告**

法第 91 条 (1) に基づく登録に関する公告は、ケニア官報または工業所有権公報によるものとする。

#### **規則 56 規則の適用**

法第 93 条 (2) に基づき、規則 39、規則 40 及び規則 41 を法第 62 条、第 68 条及び第 70 条の申請に関して準用する。

## 第 XIII 部 技術革新証の登録

### 規則 57 証明書の様式

技術革新証は、様式 IP 35 によるものとする。

### 規則 58 技術革新証登録簿

- (1) 理事長は、法第 XIV 部にいう技術革新証の登録のための技術革新証登録簿を備える。
- (2) 各登録技術革新証について、次に掲げる事項を技術革新証登録簿に記録する。
  - (a) 技術革新証の登録番号
  - (b) 技術革新者の名称及び宛先
  - (c) 登録請求の日
  - (d) 技術革新証を発行した企業の名称及び宛先
  - (e) 技術革新の名称
  - (f) 技術革新が関係する技術分野
  - (g) 理事長が適切と認めるその他の情報
- (3) 理事長は、技術革新証登録簿の秘密保全を確保するものとする。

### 規則 59 登録申請

- (1) 技術革新者は、その技術革新証の登録を理事長に申請することができる。
- (2) (1) に基づく申請は、様式 IP 36 によるものとする。
- (3) 申請には、技術革新証の認証謄本を添えなければならない。

### 規則 60 登録証

理事長は、技術革新証の登録時に、当該登録の証明書を様式 IP 37 により交付する。

## 第 XIV 部 権利放棄

### 規則 61 権利放棄

- (1) 本条規則は、法第 102 条に基づく特許証、実用新案証又は意匠登録証の権利放棄に関して適用する。
- (2) 権利放棄は、様式 IP 38 によるものとする。
- (3) 法第 102 条 (3) に基づく権利放棄の公告は、ケニア官報又は工業所有権公報によるものとする。



## 第 XV 部 代理人

### 規則 62 代理人による代理

(1) 次に掲げることが該当する場合は、何人も、ある事項に関して代理人により代理されることができる。

- (a) 当該事項に関する代理人の選任が理事長に届け出られ、かつ、
- (b) 当該代理人が協会との関係で業務を行うことを認められていること

(2) 代理人の選任は、様式 IP 39 によるものとする。

(3) 理事長が別段の指示を与える場合を除き、ある者が代理人により代理されているときは、

- (a) 代理人は、当該人に代わって理事長に應對することができ、かつ、
- (b) 代理人は、本法にいう如何なる書類にも当該人に代わって署名することができる。

### 規則 63 代理人としての業務の認容

(1) 理事長は、ある者がケニアに居住しておりかつケニアの国民であり、かつ、次に掲げることが該当する場合は、その者が代理人として協会との関係で業務を行うことを認めることができる。

- (a) その者がケニアにおいて業務を行う弁護士であること、又は
- (b) その者が科学において又はある技術分野において大学の学位を有しており、かつ、工業所有権の事柄に精通していること

(2) 協会との関係で業務を行うことの認容を求める申請は、様式 IP 40 によるものとする。

(3) 理事長は、協会との関係で業務を行うことを認められた者を記録する登録簿を備える。

### 規則 64 認められた者に係る年次料金

(1) 協会との関係で業務を行うことを認められた者は、その認容を維持するための年次料金を納付しなければならない。

(2) 認容の 1 年目については年次料金を要しない。

(3) ある者の認容は、その認容の周年日に満了するが、次年度に係る年次料金が納付されている場合はこの限りでない。

(4) 年次料金は、料金に様式 IP 41 を添えて提出することにより納付するものとする。

### 規則 65 弁護士法に基づく制限の維持

本部の如何なる規定も、代理人が、弁護士法の下では行うことを禁じられることとなる事柄を行うことを許容するものではない。

### 規則 66 業務認容の取消

理事長は、次に掲げることが該当する場合は、ある者が協会との関係で業務を行うことに係る認容を取り消すことができる。

- (a) その者が、何れかの法律に基づき、違法行為で有罪判決を受けたこと、又は

(b) その者が、権限を有する当局により、非行を犯したと認められたこと

**規則 67 認容なしに代理人として行動する違法行為**

協会との関係で業務を行うことを認められることなく、本法に基づく代理人として行動していると称する者は、違法行為の責めを負い、有罪判決があったときは、6,000 シリング以下の罰金若しくは 6 月以下の懲役又はその双方に処される。

## 第 XVI 部 一般規定及び雑則

### 規則 68 書類の写し

協会により保管されている書類の写しを取得することを希望する者は、認証謄本については様式 IP 11 により、また非認証謄本については様式 IP 12 により請求するものとする。

### 規則 69 紛失したか又は破毀された証明書の写し

(1) 理事長は、次に掲げる証明書の 1 が紛失したか又は破毀されたときは、その写しを交付することができる。

- (a) 特許の付与の証明書
- (b) 所有者変更の登録証明書
- (c) ライセンスの登録証明書
- (d) 実用新案証
- (e) 意匠の登録証明書
- (f) 技術革新証の登録証明書

(2) 紛失したか又は破毀された証明書の写しを求める請求は、様式 IP 42 によるものとする。

(3) 紛失したか又は破毀された証明書の写しを求める請求には、当該証明書が紛失したか又は破毀された旨の主張を裏付ける法定誓約書又は宣誓供述書を添える。

### 規則 70 調査の請求

意匠権に係る調査の実施を求める請求は、様式 IP 43 によるものとする。

### 規則 71 登録簿中の名称等の訂正を求める請求

登録簿中の名称、宛先その他の連絡先情報の訂正を求める請求は、様式 IP 44 によるものとする。

### 規則 72 登録簿中の注意書き又は通知

注意書き又は通知を登録簿に加える又は登録簿から除くよう求める請求は、様式 IP 45 によるものとする。

### 規則 73 通知等の差出に係る規則

(1) ある者に差し出し、送付し又は送達する通知又はその他の書類は、次に掲げる態様の何れかにより差し出し、送付し又は送達することができる。

- (a) 通知又は書類をその者が届け出た送達宛先に郵送又は配達すること
- (b) 通知若しくは書類をその者に手交すること又は通知若しくは書類をその者の居所又は事業所若しくは勤務先に郵送又は配達すること
- (c) 通知若しくは書類をその者の代理人に手交すること又は通知若しくは書類を代理人の事業所に郵送もしくは配達すること

(2) 通知又はその他の書類が差し出され、送付され又は送達されたとの証拠は、様式 IP

46によるものとする。

(3) 郵送する通知又は書類は、その通知又は書類が通常の郵便業務で配達される日に差し出され、送付され又は送達されたとみなされる。

#### **規則 74 聴聞される機会**

理事長は、権限を行使し又は決定を下す前に、不利を被る者に対し聴聞を受ける機会を与えることができる。

#### **規則 75 聴聞に係る細則**

理事長の下における聴聞に関して次の規定を適用する。

(a) 理事長は、聴聞において、口頭による証拠を許容することができ、また、ある者の誓約書又は宣誓供述書についてその者に係る反対尋問を許容するものとする。

(b) 理事長は、自己が定める条件に基づき、書類の訂正又は手続上の瑕疵の更正を許容することができる。

(c) 理事長は、自己が定める条件に基づき、何らかのことはする義務（書類を提示する義務を含む）を免除するか又は変更することができる。

(d) 理事長は、ある当事者に対し、他の当事者の費用の全部又は一部を支払うよう要求すること並びに当該費用の決定方法及び当該費用の支払方法を決定することができる。

更に、

(e) 理事長は、ある当事者に対し、その当事者が（d）に基づいて支払うよう要求される費用の保証金を供託するよう要求することができる。

#### **規則 76 期間の延長**

理事長は、法において明示的に規定する期間を除き、ある行為をするか又はある手続をとるための期間を理事長が定める条件の下で延長することができる。

#### **規則 77 一定の団体の代理としての様式への署名**

(1) 法人の代理として署名することを要求される様式は、代理人が署名する場合を除き、当該法人の長又は当該法人の秘書役が署名するものとする。

(2) パートナーシップの代理として様式に署名することを要求される場合は、次に掲げる規定を適用する。

(a) 様式に代理人が署名する場合を除き、パートナー又はパートナーシップによりその代理として署名する権限を与えられている者であると理事長が納得する者が様式に署名するものとする。

(b) 様式には、パートナーすべての名称を記載しなければならない。

#### **規則 78 法定誓約書及び宣誓供述書**

法又は本規則に基づく法定誓約書又は宣誓供述書に関しては、次に掲げる規定を適用する。

(a) 法定誓約書又は宣誓供述書にはそれが関係する事項を表示する標題を付する。

(b) 法定誓約書又は宣誓供述書は、一連番号を付した段落に分け、各段落は可能な限り

単一の主題に限定するものとする。

(c) 法定誓約書又は宣誓供述書においては、それを作成した者の身元を十分に表示し、かつ、その者の居所を記載するものとする。

#### **規則 79 書類に係る英語使用又は翻訳**

(1) 理事長に提出する書類は英語によるものとする。

(2) 英語によらない書類の写しを理事長に提出することが要求されている場合は、次に掲げる規定を適用する。

(a) 書類の英語による翻訳文を書類の写しと共に提出する。

(b) 翻訳文は、正確な翻訳文である旨を認証されなければならない。

(c) 書類の複数の写しが必要されている場合は、要求されている書類の写しそれぞれについて翻訳文の写し 1 通を提出しなければならない。

(d) 理事長が翻訳文は正確でないと考える場合は、理事長は、これを拒絶して正確な翻訳文を要求することができる。

(e) 書類の写しは、要求されている翻訳文及びその写しが提出されない限り、提出されたものとみなさない。

#### **規則 80 旧規則の廃止**

## 第1附則（廃止）

## 第2附則 手数料

### 注記：

1. 手数料を納付する者又はその者の代理として手数料を納付する者がケニアに居住しておらず、主たる事業所も有さない場合は、外国手数料を納付しなければならない。

### A部 一般手数料

手数料の説明	国内手数料 ケニアシリ グ	外国手 数料 米ドル	対応 様式
1 法第28条(1)に基づく許可書の請求に係る手数料	1,000	N/A	1
2 ファイル閲覧権の証明書の請求に係る手数料	1,000	50	2
3 特許出願に係る手数料			
仮明細書を伴うもの	1,000	50	3
確定明細書を伴うもの	3,000	150	3
4 10を超える各クレームに係る超過クレーム手数料 (規則14(11)参照)	100	20	3
5 確定明細書の提出に係る手数料	3,000	150	3
6 出願又は分割の補正の請求に係る手数料	2,000	100	5
7 名称、宛先その他の連絡先を変更する申請の訂正請求 に係る手数料	1,000	50	7
8 期間延長の請求に係る手数料	1,000	50	7
9 特許出願公開に係る手数料（規則25参照）	3,000	150	N/A
10 実体審査の請求に係る手数料	5,000	250	8
11 特許付与に係る手数料（規則29参照）	3,000	150	N/A
12 認証謄本の請求に係る手数料	2,000	100	11
13 非認証謄本の請求に係る手数料	500	50	12
14 送付手数料（規則31参照）、送付実費を含む	5,000	250	N/A
15 国際出願の法に基づく出願としての処理の請求に係 る手数料（出願拒絶）	3,000	150	13
16 国際出願の法に基づく出願としての処理の請求に係 る手数料（国内段階への移行）	3,000	150	14
17 広域出願の法に基づく出願としての処理の請求に係 る手数料（出願拒絶）	3,000	150	15
18 出願又は特許に係る年金：			
2年目	2,000	300	16
3年目	2,000	300	16
4年目	2,000	300	16
5年目	2,000	300	16
6年目	2,000	300	16

	7年目	2,000	300	16
	8年目	6,000	300	16
	9年目	7,000	350	16
	10年目	8,000	400	16
	11年目	10,000	500	16
	12年目	12,000	600	16
	13年目	14,000	700	16
	14年目	16,000	800	16
	15年目	18,000	900	16
	16年目	20,000	1,000	16
	17年目	30,000	1,500	16
	18年目	35,000	1,750	16
	19年目	40,000	2,000	16
	20年目	50,000	2,500	16
19	法第61条(2)に基づく割増料金	3,000	150	16
20	出願又は特許の回復の請求に係る手数料	6,000	300	17
21	所有者の変更の登録簿への記録の申請に係る手数料			
	出願又は特許の譲渡契約による変更に係るもの	7,000	350	18
	その他の方法での変更に係るもの	5,000	250	18
22	ライセンス契約の登録又は登録ライセンス契約の変更の申請に係る手数料	30,000	1,500	20
23	権利としてライセンスを利用できる旨の記入の請求に係る手数料	1,000	50	22
24	権利としてライセンスを利用できる旨の記入に対する異議申立書に係る手数料	5,000	250	23
25	権利としてライセンスを利用できる旨の記入の抹消の請求に係る手数料	3,000	150	24
26	法第83条(1)に基づく特許出願の実用新案証出願への変更に係る手数料	500	50	N/A
27	法第83条(2)に基づく実用新案証出願の特許出願への変更に係る手数料	2,500	150	N/A
28	意匠登録の出願に係る手数料	3,000	150	27
29	意匠登録出願の通知の公告に係る手数料(規則48参照)	3,000	150	N/A
30	意匠登録出願に対する異議申立書に係る手数料	5,000	250	23
31	反対陳述書(意匠登録出願又は権利としてライセンスを利用できる旨の記入請求に関するもの)に係る手数料	4,000	200	28
32	聴聞(意匠登録出願又は権利としてライセンスを利用できる旨の記入請求に関するもの)への出頭の通知に係る手数料	5,000	250	29

33	意匠登録の拒絶決定の理由の請求に係る手数料	1,000	50	30
34	意匠登録に係る手数料（規則 51 参照）	1,000	50	N/A
35	意匠更新に係る申請手数料	10,000	500	32
36	意匠に付与された保護の回復の申請に係る手数料	2,000	100	33
37	遅延更新に係る法第 88 条（3）に基づく割増料金	3,000	150	N/A
38	表示又は見本の審査の請求に係る手数料	1,000	50	34
39	技術革新証登録出願に係る手数料	1,000	（国内手数料と同一）	36
40	特許又は実用新案、意匠証明書の権利放棄に係る手数料	1,000	50	38
41	代理人選任に係る手数料	1,000	50	39
42	協会との関係での業務の認容申請に係る手数料	10,000	500	40
43	協会との関係での業務の認容維持に係る年次料金	2,000	100	41
44	紛失したか又は破毀された証明書の請求に係る手数料	2,000	100	42
45	調査手数料	2,000	100	43
46	名称、宛先その他の連絡先の変更のための登録簿訂正の請求に係る手数料	2,000	100	44
47	注意書き又は通知の登録簿への挿入又は削除に係る請求手数料	1,000	50	45

#### B 部 A 部の手数料とは異なる実用新案に係る手数料

手数料の説明		国内手数料 ケニアシリング	外国手数料 米ドル	対応 様式
1	実用新案証の出願に係る手数料			
	仮明細書を伴うもの	500	50	3
	確定明細書を伴うもの	1,000	50	3
2	確定明細書提出手数料	1,000	50	3
3	出願の補正又は分割の請求に係る手数料	500	50	5
4	名称、宛先その他の連絡先を変更する出願補正の請求に係る手数料	500	50	6
5	期間の延長の請求に係る手数料	500	50	7
6	実用新案証出願に係る 1 年目の後の年金	1,000	50	16
7	実用新案証に係る年金			
	付与後 1 年目に納付期限が到来する手数料	1,000	50	16
	付与後 2 年目に納付期限が到来する手数料	1,500	75	16
	付与後 3 年目に納付期限が到来する手数料	2,000	100	16
	付与後 4 年目に納付期限が到来する手数料	2,500	125	16
	付与後 5 年目に納付期限が到来する手数料	3,000	150	16
	付与後 6 年目に納付期限が到来する手数料	3,500	175	16



	付与後 7 年目に納付期限が到来する手数料	4,000	200	16
	付与後 8 年目に納付期限が到来する手数料	4,500	225	16
	付与後 9 年目に納付期限が到来する手数料	5,000	250	16
	付与後 10 年目に納付期限が到来する手数料	5,500	275	16
8	出願又は実用新案証の回復の請求に係る手数料	2,000	100	17
9	所有者の変更の登録簿への記録の申請に係る手数料：			
	出願又は特許の譲渡契約による変更に係るもの	2,000	100	18
	その他の方法による変更に係るもの	1,000	50	8